

議案第97号

## 芝保育園で発生した汚水の逆流事故に関する和解について

### 1 事故の概要

- (1) 日 時 平成30年12月26日(水) 午前10時30分頃
- (2) 発生場所 港区立芝保育園(港区芝五丁目18番1-101号)  
※都営芝五丁目アパート1号棟の1階部分
- (3) 相手方 東京都住宅供給公社
- (4) 事故の状況 芝保育園の一部のトイレから汚水が逆流し、調理室、廊下等が浸水しました。(別紙1)
- (5) 負担割合 港区:0% 相手方:100%

### 2 事故発生後の対応(別紙2)

- (1) 事故発生当日、バス5台を直ちに借上げ、全園児を代替施設(新橋保育室等:港区新橋六丁目12番4号)に移送し、同日の午後以降は当該代替施設において保育を実施しました。
- (2) 臨時の保護者説明会を平成31年1月7日(月)及び同月8日(火)の夜間に、計4回開催しました。
- (3) 園舎内の清掃、消毒等を行うとともに、改修工事等復旧作業を行い、施設の復旧及び安全の確保ができましたので、平成31年1月15日(火)に芝保育園での保育を再開しました。

### 3 区の損害額

1,377万8,624円(別紙3)

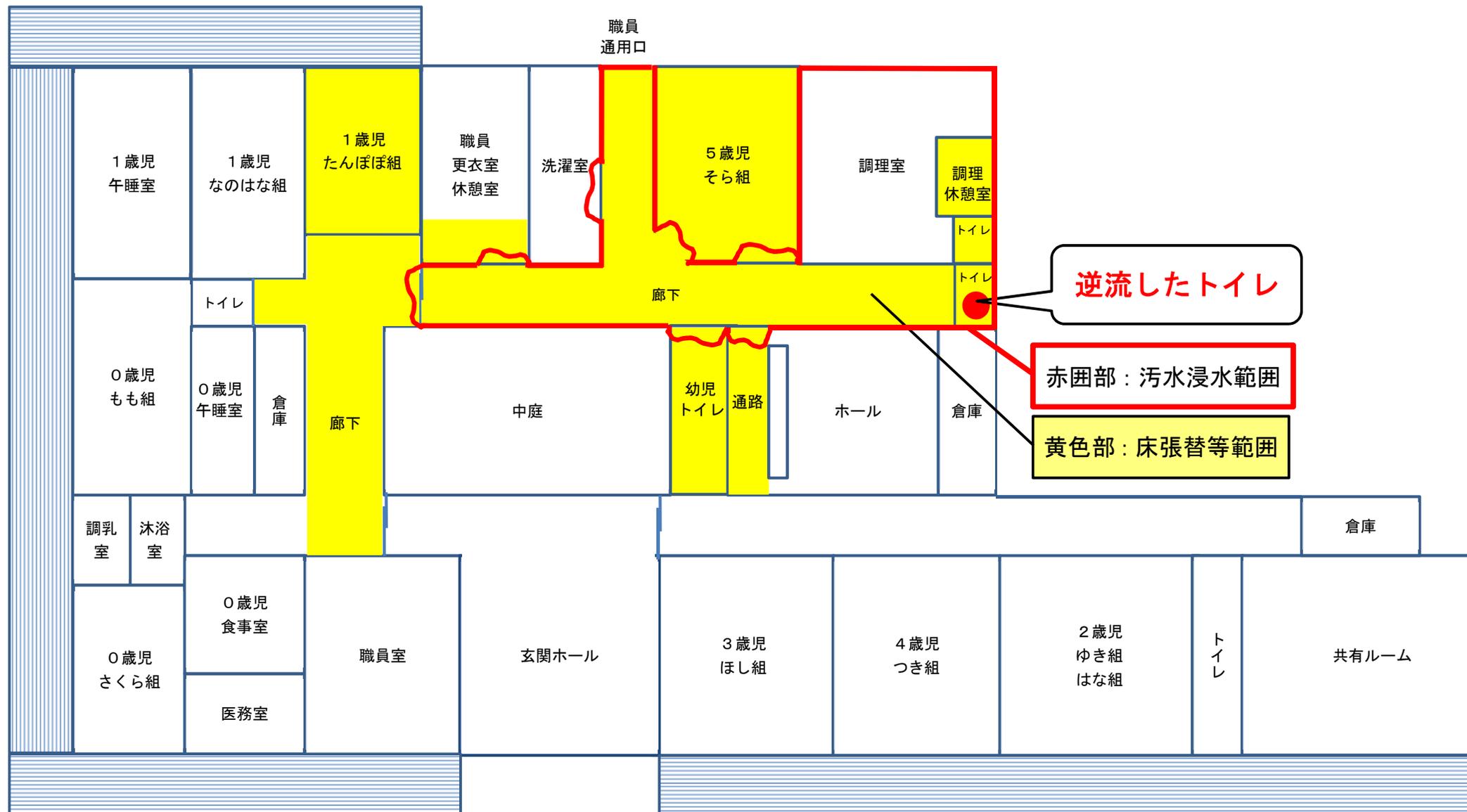
### 4 事故原因

- (1) 芝保育園と都営芝五丁目アパートの污水管が共用であったこと。
- (2) 共用污水管の経年劣化が想定以上に進行していたこと。
- (3) 都営芝五丁目アパートから汚水に混入して流された異物が共用污水管を閉塞させたと考えられること。

### 5 和解事項

- (1) 相手方は、区に対し、1,377万8,624円の支払義務があることを認める。
- (2) 区は、その余の請求を放棄する。
- (3) 区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

# 事故の状況（芝保育園園舎平面図）



園庭



**損害額 1, 377万8, 624円**

(内訳)

項目	金額 (円)	内容
1 事故当日の緊急対応に係る費用	1,502,465	・バス借上げ費用 (園児移送費用) ・新橋保育室等荷物運搬 ・トイレ詰まり疎通工事 等
2 保育園施設復旧工事に係る費用	4,791,474	・調理室改修工事 ・廊下床改修工事 ・トイレ衛生器具更新工事 等
3 保育園施設の機能復旧に係る費用	6,016,998	・給食食器買替え ・白衣外の購入 ・乳幼児寝具の購入 等
4 人件費	1,467,687	・超過勤務手当 ・休日手当 ・旅費
合計	13,778,624	